

災害時における対応について

1 児童生徒の登校前に、名古屋地方気象台から次の警報が発表されている場合の対応

- ① 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」発表の場合
 - ア 午前6時00分までに解除されたときは、平常どおり授業を行います。
 - イ 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日は授業を行わない。

- ② 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令されている場合……「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など、何かしら出ている。
 - ア 通学路の状況等により、授業の有無、授業開始時刻を決定する。原則として、平常どおり授業を行います。
 - イ 必要に応じて、中学校区内の小中学校で連携をとります。
 - ウ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」)には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもあります。
 - エ 保護者が子どもの安全を考え登校を見合わせると判断した場合、校長が合理的な理由と認めたくうえで欠席扱いにはしません。

- ③ 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令されている場合
 - ア 午前6時00分を過ぎても解除されないときは、当日授業を行いません。(臨時休校)。
 - イ 地方気象台情報で大雨による被害の可能性について予測された場合(例：早期注意情報で「警報の可能性が『中』以上」)には、前日までに市教委が臨時休校を判断することもあります。

2 登校後に警報が発表された場合の対応

- ① 豊橋市に「暴風・暴風雪警報」発表の場合
 - ア 台風の中心位置、進行速度及び方向、気象状況等より判断し、全児童生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、当日の授業を中止してすみやかに下校します。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離などにより帰宅が困難と認められるときは、当該児童生徒の安全を校内において確保します。学校に残した児童生徒は、校内の最も安全な場所に集め、その旨を家庭に連絡します。

- ② 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル3(「高齢者等避難」)が発令された場合……「大雨警報(土砂災害)」「洪水警報」など、何かしら出ている。
 - ア 気象状況を把握するとともに、交通機関および通学路の状況などから判断し、授業の継続または中止を決定します。
 - イ 状況の悪化が見込まれるときは直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移ります。
 - a 児童生徒を校内に留め置き、安全を確保します。
 - b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メールを配信し保護者に知らせます。

③ 豊橋市に、大雨による「洪水(河川氾濫)・土砂災害・高潮」の恐れがあり、警戒レベル4(「避難指示」)が発令された場合

ア 直ちに授業を中止し、以下の避難行動に移ります。

a 児童生徒を校内に留め置き、安全を確保します。

b 「引き取り下校」や「集団下校」など、下校の方法について中学校区内の小中学校で連携をとり、メールを配信し保護者に知らせます。

3 **登校前**に「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合

ア 登校しません。

イ 特別警報解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させうると判断できるまでは登校しません。

ウ 必要に応じて中学校区内の小中学校と連携をとります。

4 **登校後**に「大雨」「暴風」「波浪」「高潮」「暴風雪」「大雪」等の特別警報が発表された場合

ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応(学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行います。